

処 分 基 準

年 月 日作成

| |
|--|
| 法 令 名：火薬類取締法 |
| 根 拠 条 項：第25条第3項 |
| 処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の消費の許可の取消し |
| 原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会） |
| 法 令 の 定 め：火薬類取締法第25条第1項（消費）、同第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則） |
| 処 分 基 準：爆発又は燃焼の許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の爆発又は燃焼に伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、爆発又は燃焼前に限り、許可を取り消すものとする。 |
| 問 い 合 わ せ 先： |
| 備 考： |